

# 上昇気流

2019年 新春号 Vol.54



(有)タックス・プランニング  
谷 税 理 士 法 人

〒617-0006 京都府向日市上植野町切ノ口20-5  
TEL(075)921-3754 FAX(075)933-0196  
HP : <https://www.tax-plan.jp>  
E-Mail : tanizeirishi@tax-plan.sakura.ne.jp

\*\*\* 目次 \*\*\*\*

- P1. 新年のご挨拶
- P2. 社員紹介
- P3. 消費税の軽減税率制度について
- P4. 確定申告のポイント
- P5. 30周年記念パーティー
- P7. 事業年表

\*\*\*\*\*

# 謹賀新年

旧年中はいろいろとお世話になりました。  
本年もよろしくお願い申し上げます。

平成三十一年 元旦

## 2019年 新年のご挨拶



新年明けましておめでとうございます。

税金の計算だけでなく、お客様企業の総務財務部門として、何かできないかと思い設立したタックス・プランニングが昨年30年を迎えました。そして、30周年の記念パーティーを開催させていただきました。

お客様や関係者の方々に多く集まっていただき、楽しいひと時を過ごすことができました。今後も、税金の計算だけでなく、お客様の要求の全てに応じていこうと、職員ともども、気持ちを新たにさせていただきました。今後も、皆様方のご支援、よろしくお願いいたします。

さて、世の中の動きは、米中の関係がどのように変わっていくかにより、景気の方もどうなっていくのか、不透明な状況です。景気が大きく落ち込んでも対応できるように、準備しておくことも必要かもしれません。世の中の動きに、常に気を付けていかなければならない年になりそうです。

税理士 谷 明 憲





# 本年もよろしくお願ひ致します



種本 匡子	諏訪美智代	大野 美香	松山 朝子	辻 美加	吉田 陽子	朝田 佳子	佐々木靖子	橋本 滋美	比嘉 知佳
-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	-------

儀俄 勇太	池浦 友哉	山脇 寛史	原田 唯	鎌田 崇裕	難波江裕美	山川 恵美	大谷 彩乃	松本 俊彦	大原 竜太	藤井 詩乃
		林田 士郎	吉田 均	谷 美佐穂	谷 明憲	谷 憲和	谷 政憲	橋詰 優子		



保険に入るとは、助けてくれる  
仲間が1,000万人できること。

“大切な人を想う”のいちばん近くで。



## 日本生命

NISSAY

〒600-8006 京都府京都市下京区四条通柳馬場西入ル立売中之町103-1 ニッセイ四條柳馬場ビル7F  
Tel.075-212-7180 Fax.075-212-7025 京都代理店営業部 担当/鷺北・中岡

# 2019年10月から 消費税の軽減税率制度が実施されます

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度の実施に伴い、消費税の税率は、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率となります。軽減税率制度は、全ての事業者の方に関係があります。特に、飲食料品を取り扱う事業者の方は、早めの準備が必要になります。



## 軽減税率(8%)の対象品目

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞  
(定期購読契約に基づくもの)



## 軽減税率の対象となる飲食料品のイメージ



出典：政府広報オンライン

## 軽減税率制度に関するQ&A

**Q** 牛丼屋・ハンバーガー店などでのイートインとテイクアウトで税率が変わるの？

**A** 牛丼屋・ハンバーガー店などでは、外食として店の中で食べる(イートイン)ことも、商品を買って帰る(テイクアウト)こともできます。外食の定義は「飲食の設備を設置した場所で行う食事の提供」です。そのため、イートインの場合は外食として扱われるので消費税は10%ですが、テイクアウトの場合は飲食料品を買ったことになり、8%となります。

**Q** お菓子と玩具と一緒にいる様な食玩の消費税は8%？10%？

**A** 飲食料品のおまけとしておもちゃがついている様な、食料品と食料品以外のものがセットとなっていて、その全体としての価格しか表示されていないものは、次のすべての要件を満たせば、8%となります。  
① 税抜価額が1万円以下であること。  
② 原価の割合など合理的な方法により計算した食品の価額の割合が2/3以上であること。

**Q** そば屋やピザ屋などでの「店内飲食」と「出前・宅配」の消費税は8%？10%？

**A** そば屋やピザ屋などの「店内飲食」は、10%となります。しかし、宅配については、顧客の指定した場所まで単に飲食料品を届けるものであるため、8%となります。

参考：政府広報オンライン

## 2018年の税制改正により 事業承継税制に関する要件が大幅緩和

### 【事業承継税制とは】

後継者が非上場の株式等を先代経営者等から贈与・相続により取得した際、贈与税・相続税の納税が猶予される制度です。

### 今回の改正により

#### ◆ 税制適用の入り口を緩和

(例) 対象株式数の上限を撤廃(2/3→3/3)・猶予割合を拡大(80%→100%)

#### ◆ 税制適用後のリスクを軽減

(例) 5年間で平均8割以上の雇用要件を未達成の場合でも、猶予を継続可能に

※この税制の適用を受けるには、**2023年3月31日**までに、都道府県庁に「特例承継計画」を提出している必要があります。

まずはお気軽に ☎ **0120-927-578**  
ご相談ください [受付] 9:00~17:00 / [相談] 9:00~18:00



ゆたかなコミュニティを求めて



長岡支店 TEL951-6161  
滝ノ町支店 TEL955-7022  
桂川支店 TEL934-0011

# 確定申告のポイント

## 《災害の被害に対する減税制度》

2018年は大阪北部地震・西日本豪雨をはじめ、各地で地震や風災害による被害が多くみられました。この様な災害を受けられた方で、一定の要件を満たせば、確定申告をすることで下記のいずれかの軽減を受けられる場合があります。

	① 雑損控除	② 災害減税法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領による損失	災害による損失	
対象となる資産の範囲等	住宅及び家財を含む生活に通常必要な資産 (たな卸資産や事業用固定資産、山林、生活に通常必要でない資産(注1)は対象とはなりません。)	住宅及び家財 (損害金額(注2)が住宅又は家財の価額の2分の1以上であることが必要です。)	
控除額の計算又は所得税の軽減額	雑損控除の金額は次のうちいずれか多い方の金額 イ 損害金額(注2)-所得金額の10% ロ 損害金額(注2)のうち災害関連支出の金額-5万円  「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅、家財などを除去するための費用や豪雪による住宅の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用などの災害に関連したやむを得ない支出をいいます。	その年分の所得金額	所得税の軽減額
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	2分の1の軽減
		750万円超 1,000万円以下	4分の1の軽減

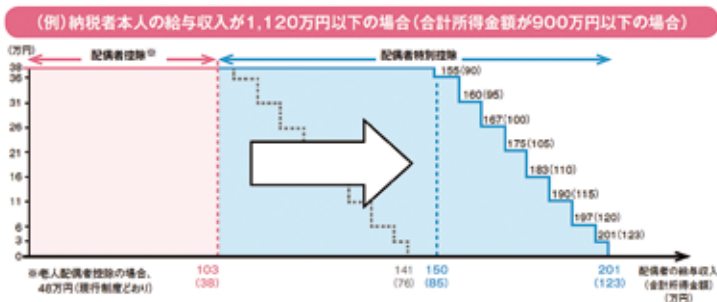
注1：生活に通常必要でない資産とは、別荘や競走馬、1個又は1組の価額が30万円を超える貴金属、書画、骨董等をいいます。

注2：資産に生じた損害の金額から保険金や損害賠償金などによって補てんされる金額を控除した金額をいいます。

## 《平成30年分より配偶者控除・配偶者特別控除が変更されました》

### 1. 納税者本人の受ける控除額

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が150万円になりました。(配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は以前と変わらず103万円ですが、配偶者特別控除が拡大されました。)



### 2. 納税者本人の所得制限

配偶者控除等の適用される納税者本人に収入制限が設けられました。

給与収入が1,120万円(合計所得金額は900万円)を超える場合には右記の表のとおり、控除額が逡減・消失する仕組みとなりました。

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位: 万円)

納税者本人の給与収入(合計所得金額)	配偶者控除		配偶者特別控除									
	~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)	201~ (123~)	
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	-	
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	-	
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	-	
1,220~ (1,000~)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

一緒にうれしい  
**On Your Side**

みなさまのすぐとなり  
京都中央信用金庫がいます。

**京都中央信用金庫**

<p><b>向日町支店</b></p> <p>向陽小学校横 ☎(921)5391 FAX(934)6879</p> <p><b>今里支店</b></p> <p>今里4丁目16番地1号 ☎(955)5001 FAX(955)5074</p>	<p><b>長岡支店</b></p> <p>イズミヤ長岡店前 ☎(954)3121 FAX(955)8196</p> <p><b>東向日支店</b></p> <p>阪急東向日駅前西入ル北側 ☎(922)7101 FAX(932)8990</p>
---	--

# 会計処理は スマホから

原票モバイル  
×  
原票会計S

**日本ICS株式会社** 京都営業所  
〒600-8023 京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町338  
京阪四条河原町ビル9F TEL 075(371)6315





18:00 受付開始です  
皆さん続々とおいでになられます。



18:30  
まもなく開会です。  
司会は大谷彩乃です。



パーティーには多くの方にお越し頂きました。  
誠にありがとうございます。



# おかげさまで30周年



筆文字ポエトリー様に  
素敵なウエルカムボードを  
作成して頂きました。

有限会社タックス・プランニングは、設立30周年を迎えることができました。  
これもひとえに皆様方のお力添えとご愛顧の賜物であると深く感謝しております。  
日頃からの感謝の気持ちを含めまして、去る11月22日に  
ウェスティン都ホテル京都にて記念パーティーを開催させていただきました。  
ご多忙のところを、約260名という多くのご参加をいただき、  
改めて当社が皆様に支えて頂いていることを実感いたしました。



18:45  
向日市市長 安田守様より  
乾杯のご発声を頂戴いたしました。



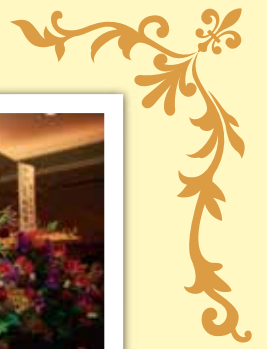
18:40  
衆議院議員 泉ケンタ様より  
祝辞を頂戴いたしました。



FM おとくに 木本様より  
開局のご挨拶







18:35  
谷明憲より挨拶



たくさんのお祝いのお花をありがとうございます。

# ありがとうございます



21:00  
パーティー閉会  
お忙しい中お越しくささいまして、ありがとうございます。おかげさまでパーティー当日はみなさまと楽しいひとときを過ごすことができ、感謝しております。  
これからも職員一同、なお一層の努力をし、皆様のご期待に応える所存でございます。



チーム対抗クイズ対決は盛り上がりました。



くじ引き抽選会の景品です。



有限会社タックス・プランニング 谷税理士法人

事業年表

1965	昭和40年	3月	谷久夫税理士事務所 長岡京市滝ノ町で開業
1966	昭和41年	11月	事務所を現在の場所(向日市上植野町)へ移転
1977	昭和52年	4月	日本ICS(株)の会計システムを利用開始 漢字科目入力可能なキーヤー「CK-300」導入
1988	昭和63年	12月	事業規模拡大に伴い事務所ビル新築
1989	平成元年	5月	有限会社タックス・プランニング 設立 記帳代行業務を税理士業から分離 コンサルタント業務、生保・損保代理店業務を開始
1991	平成3年	3月	経営研究会(経営者対策講座)発足
1992	平成4年	3月	OCR(伝票自動読み取り機)導入
		8月	社外報「上昇気流」創刊
1993	平成5年	12月	有限会社タックス・プランニング5周年記念セミナー 開催
1997	平成9年	7月	消費税実務講座開催
1998	平成10年	11月	有限会社タックス・プランニング10周年記念バスツアー 開催
2003	平成15年	4月	谷税理士法人 設立 有限会社タックス・プランニング15周年
		11月	有限会社タックス・プランニング15周年記念パーティー 開催
2005	平成17年	4月	株式会社スリー・エル 京都向日支店として代理店加盟
2006	平成18年	12月	会計業務専用のWindowsサーバー ICSシステム「Atlas3050」導入
2007	平成19年	4月	TaxHouse「マネーコンシェルジュ」配布開始
2008	平成20年	11月	有限会社タックス・プランニング20周年記念パーティー 開催
2011	平成23年	4月	クラウド会計ソフト「キャッシュレダー」導入
2012	平成24年	2月	谷税理士法人 大阪支店 リーベ大阪法律事務所 開設
2013	平成25年	2月	経営革新等支援機関として認定を受ける
		11月	有限会社タックス・プランニング25周年 谷税理士法人10周年記念パーティー 開催
2017	平成29年	11月	大規模ネットワーク構築に対応した ICSシステム「PremiunTX2560M2」導入(現在使用中)
2018	平成30年	4月	有限会社タックス・プランニング30周年 谷税理士法人15周年



1989年 事務所新築工事の様子



2003年 谷税理士法人 事務所にて



2008年 ゴルフコンパにて



2013年 25周年記念パーティーの様子



2017年 相続セミナー開催

T&D  
T&D保険グループ

安心できると、  
新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※平成29年度末 当社調べ  
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数

京都税理士共済支社/  
京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル4F) TEL 075-256-7102

DAIDO 大同生命保険株式会社

ポーター賞  
2004年度賞

